

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3191436号
(U3191436)

(45) 発行日 平成26年6月19日 (2014. 6. 19)

(24) 登録日 平成26年5月28日 (2014. 5. 28)

(51) Int. Cl. F 1
B 4 2 D 15/00 (2006. 01) B 4 2 D 15/00 3 7 1
G 0 9 F 3/00 (2006. 01) G 0 9 F 3/00 Q

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 実願2014-1901 (U2014-1901)
 (22) 出願日 平成26年4月11日 (2014. 4. 11)

(73) 実用新案権者 591150845
 永佐化工株式会社
 福岡県福岡市東区松島三丁目27番15号
 (74) 代理人 100099508
 弁理士 加藤 久
 (74) 代理人 100093285
 弁理士 久保山 隆
 (74) 代理人 100182567
 弁理士 遠坂 啓太
 (72) 考案者 永岡 竜一
 福岡県福岡市東区松島3丁目27-15
 永佐化工株式会社内
 (72) 考案者 木村 一郎
 福岡県福岡市東区松島3丁目27-15
 永佐化工株式会社内

最終頁に続く

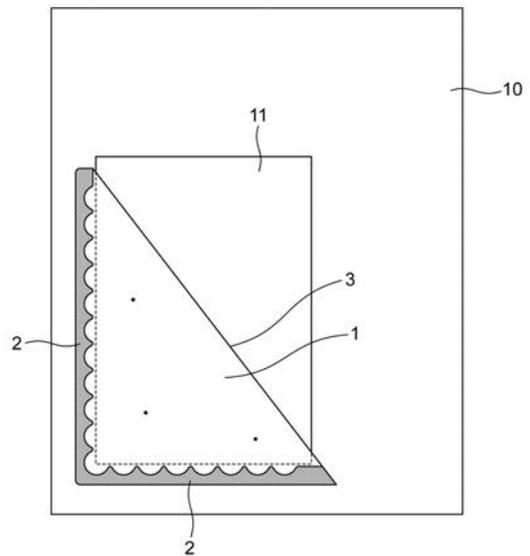
(54) 【考案の名称】 札差ポケットラベル

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】カード紙をポケットの内部に奥まで差し込んで貼付かず、僅かな力で引き抜くことができる札差ポケットラベルを提供する。

【解決手段】少なくとも直交する2辺に所定幅で接着面2を有するシートからなるラベル本体1からなり、接着面を箱10等の被接着面に接着することによって、被接着面とラベル本体との間にカード紙11を挿入するポケットを形成する札差ポケットラベルにおいて、接着面におけるカード紙の縁部と接する縁部形状を、カード紙の縁部が点接触となる非直線形状とする。接着面の縁部形状は、波形、半円形、鋸歯状等とすることができる。カード紙の縁は接着面2の内縁の粘着部分に点接触で接するため、抜くときに強い力を必要としない。

【選択図】 図2



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

少なくとも直交する 2 辺に所定幅で接着面を有するシートからなり、前記接着面を被接着面に接着することによって、前記被接着面と前記シートとの間にカード紙を挿入するポケットを形成する札差ポケットラベルにおいて、

前記接着面における前記カード紙の縁部と接する縁部形状を、カード紙の縁部が点接触となる非直線形状としたことを特徴とする札差ポケットラベル。

【請求項 2】

前記接着面の縁部形状を、波形とした請求項 1 記載の札差ポケットラベル。

【請求項 3】

前記接着面の縁部形状を、半円形とした請求項 1 記載の札差ポケットラベル。

【請求項 4】

前記接着面の縁部形状を、鋸歯状とした請求項 1 記載の札差ポケットラベル。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、冠婚葬祭等の参列者に進呈する記念品や粗品の箱に貼り付けて、礼状や挨拶状を差し込む用途、あるいはカタログやパンフレット、会社案内など冊子の表紙に貼り付けて、名刺や案内状を差し込むような用途、さらに、スーパーマーケットや物販店などで、陳列棚の壁面やポスター、商品の外箱などに貼り付けて、販促を目的とした商品紹介のリーフレット、レシピ集、ポイントカード、懸賞の応募券などを差し込む用途等にも適用できる札差ポケットラベルに関する。

【背景技術】**【0002】**

従来より、会葬御礼等で参列者に手渡す記念品や粗品には、礼状や挨拶状が添えられるが、添付や取り出しが容易なように、箱にポケットシール（札差ポケットラベル）を貼り、そこに礼状や挨拶状を差し込むようにしている。

【0003】

例えば、特許文献 1 には、図 8、図 9 のような、ポケットシールが開示されている。図 8 のポケットシール 4 1 は、透明な軟質のフィルム 4 2 からなり、フィルム 4 2 の片面の外周端部に接着面 4 2 a が設けられる。記念品や粗品の箱等の被接着体 4 3 に接着面 4 2 a を貼り付けると、被接着体 4 3 の表面とフィルム 4 2 の内側面との間に収納ポケット 4 6 が形成される。収納ポケット 4 6 には、例えば図 8 に示すように、カード紙 4 7 が縦方向に差し込まれる。

【0004】

図 9 のポケットシール 5 1 は、接着面 5 2 a をフィルム 5 2 の 3 方に設け、フィルム 5 2 のポケット面 5 2 c に長孔 5 5 を設けたものである。長孔 5 5 は、収納ポケット 5 6 の底部から開口部に向かって延びるようにフィルム 5 2 の中央部に形成される。例えば、長孔 5 5 の長さは、2 ~ 3 cm 程度、孔幅は、1 cm 程度にするとよい。この例によると、収納ポケット 5 6 からカード紙 5 7 を取り出す場合に、長孔 5 5 から指等でカード紙 5 7 を押し上げることができ、取り出し操作が行いやすくなる。

【0005】

このポケットシールは、記念品、粗品等の外側の包装材である紙箱、紙器、袋などに貼付して、礼状やカード類を差し込んで、その製品に礼状やカード類を添付できるようにするものである。

このポケットシールと同様の構成のものが、特許文献 2 にも開示されている。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0006】**

【特許文献 1】 特開平 7 - 1 7 7 9 2 1 号公報

10

20

30

40

50

【特許文献 2】実開平 4 - 3 9 6 3 号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0007】

上述したように、従来のポケットシールは、図 8、図 9 のように、2 辺または 3 辺に接着面 4 2 a、5 2 a が設けられているが、いずれも接着面 4 2 a、5 2 a の内側の端部は直線状になっている。このような構造の場合、カード紙 4 7、5 7 を奥まで差し込んだ際に（実際、落下を防止するために奥まで差し込むことが多いはずである。）、カード紙 4 7、5 7 の縁が粘着部分に達すると、カード紙 4 7、5 7 が接着面 4 2 a、5 2 a の粘着部に貼り付いてしまい、カード紙 4 7、5 7 を抜こうとしても抜けない場合があった。

10

【0008】

そこで本考案は、カード紙をポケットの内部に奥まで差し込んで貼り付かず、僅かな力で引き抜くことのできる札差ポケットラベルを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

前記課題を解決するため、本考案は、少なくとも直交する 2 辺に所定幅で接着面を有するシートからなり、前記接着面を被接着面に接着することによって、前記被接着面と前記シートとの間にカード紙を挿入するポケットを形成する札差ポケットラベルにおいて、

前記接着面における前記カード紙の縁部と接する縁部形状を、カード紙の縁部が点接触となる非直線形状としたことを特徴とする。

20

前記シートとしては、無色透明または着色されたフィルム、薄い紙、不織布、無地または文字や図形が施されたものなど、各種のものを使用することができる。

前記接着面の縁部形状は、例えば波形、半円形、鋸歯状とすることができる。

【考案の効果】

【0010】

本考案によれば、接着面におけるカード紙の縁部と接する縁部形状を、カード紙の縁部が点接触となる非直線形状としたことにより、カード紙をポケットに挿入した時に、カード紙の縁部全体が接着面に接着せず点接触で接着するため、カード紙をポケットの内部に奥まで差し込んで貼り付かず、僅かな力で引き抜くことができる。

【図面の簡単な説明】

30

【0011】

【図 1】本考案の実施の形態 1 に係る札差ポケットラベルの正面図である。

【図 2】本考案の実施の形態 1 に係る札差ポケットラベルの使用状態を示す正面図である。

【図 3】本考案の実施の形態 1 に係る札差ポケットラベルの提供例を示す正面図である。

【図 4】本考案の実施の形態 2 に係る札差ポケットラベルの正面図である。

【図 5】本考案の実施の形態 3 に係る札差ポケットラベルの正面図である。

【図 6】本考案の実施の形態 1 における接着面の縁部形状の他の例（半円形）を示す正面図である。

【図 7】本考案の札差ポケットラベルの形状の他の例を示す正面図である。

40

【図 8】従来の札差ポケットラベル（ポケットシール）の正面図である。

【図 9】従来の札差ポケットラベル（ポケットシール）の他の例を示す正面図である。

【考案を実施するための形態】

【0012】

以下、本考案の実施の形態を、図面を参照しながら具体的に説明する。

図 1 は本考案の実施の形態 1 に係る札差ポケットラベルを示すものであり、ほぼ直角三角形状の透明なフィルムからなるラベル本体 1 の直交する 2 辺の裏面に、接着面 2 を形成したものであり、接着面 2 の内側縁部は、波形に凹凸を設けている。図面では、接着面 2 は黒いシェードで表しているが、実際は接着面 2 は透明である。接着面 2 以外のラベル本体 1 の裏面は、非接着面であり、これと被接着面との間の空間がポケットとなり、斜辺 3

50

と被接着面との間の隙間からカード紙を挿入する。

【0013】

図2は、図1の札差ポケットラベルのラベル本体1を、記念品や粗品の箱10の表面（被接着面）に貼り付けた状態を示すものであり、ラベル本体1は、2辺の接着面2により箱10の表面に貼着される。これにより生じた箱10の表面とラベル本体1の裏面との間の隙間であるポケットに、礼状や挨拶状等のカード紙11を斜辺3から差し込んでおき、参列者に手渡す。

【0014】

このように、ポケットにカード紙11を差し込むと、カード紙11の縁は接着面2の内縁の粘着部分に点接触で接するため、もしカード紙11が接着面2の粘着部に貼り付いても、抜くときに強い力を必要としない。

むしろ、あえて奥まで差し込んで、接着面2の粘着部の頂点にカード紙11を故意に押し付けてしまえば、落下防止にも一定の効果がある。この構造は、カード紙11が落下しにくく、かつ抜き取りやすいという特徴を備えている。

【0015】

図3は、本考案の札差ポケットラベルを提供する際の形態を示すものであり、工場では、剥離台紙20に、斜辺3を合わせた状態にラベル本体1を2つ接着面2で貼り付けたものを製造し、ユーザに提供する。ユーザは、剥離台紙20からラベル本体1を剥がして、被接着面に貼り付ける。

【0016】

なお、ラベル本体1の裏面の、接着面2ではない部分に、小さな面積で接着部4を数カ所設けることにより、製造時や集荷時、取り扱い時に剥離台紙20からラベル本体1が浮いてしまわないようにしている。さらに、接着部4は、差し込んだカードが落下することを防止する役目も担っている。

【0017】

以上の実施の形態1では、ラベル本体1はほぼ直角三角形としたが、そのほかにも、図4に示す実施の形態2のように台形状としたり、図5に示す実施の形態3のように台形状のラベル本体1の直交する3辺に接着面2を形成したりすることもできる。

【0018】

また、以上の実施の形態では、接着面2の内側端部形状は波形としたが、図6に示すような半円形、鋸歯状（図示せず）など、カード紙の縁部と接する箇所が点接触であれば、他の形状とすることもできる。

【0019】

さらに、上記の実施の形態では、ラベル本体1は直角三角形、あるいは台形状としたが、これに限らない。例えば、図7(a)に示すような星形、(b)に示すような雲形、(c)に示すような楕円形等、各種の外形とすることができる。

【0020】

また、ラベル本体1の素材は、上記の実施の形態では透明なフィルムとしたが、これに限らず、着色されたフィルム、薄い紙、不織布等、他の材料を使用することができる。

さらに、ラベル本体1は、無地のほか、文字や図形、たとえば企業名や商品名、ロゴ等が施されたものを使用することができる。

【産業上の利用可能性】

【0021】

本考案は、カード紙をポケットの内部に奥まで差し込んでも貼り付かず、僅かな力で引き抜くことができる札差ポケットラベルとして、礼状や挨拶状を差し込む用途、カタログやパンフレット、会社案内など冊子の表紙に貼り付けて、名刺や案内状を差し込むような用途、スーパーマーケットや物販店などで、陳列棚の壁面やポスター、商品の外箱などに貼り付けて、販促を目的とした商品紹介のリーフレット、レシピ集、ポイントカード、懸賞の応募券などを差し込む用途等に、好適に利用することができる。

【符号の説明】

10

20

30

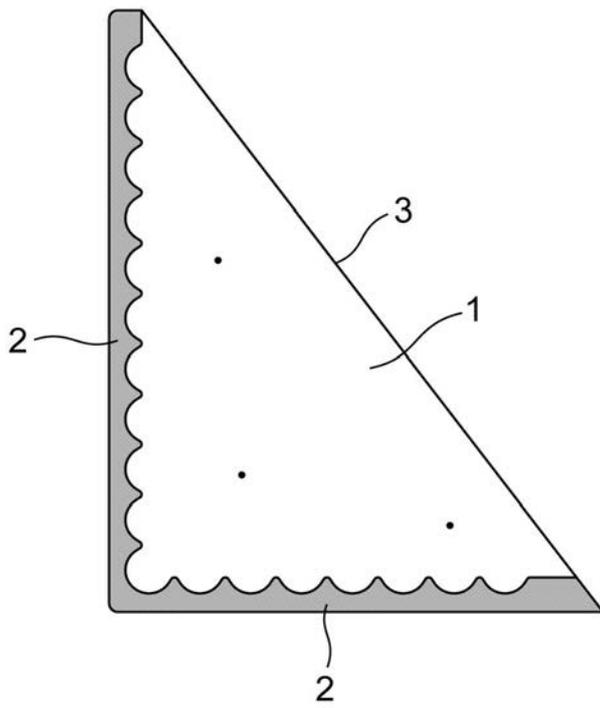
40

50

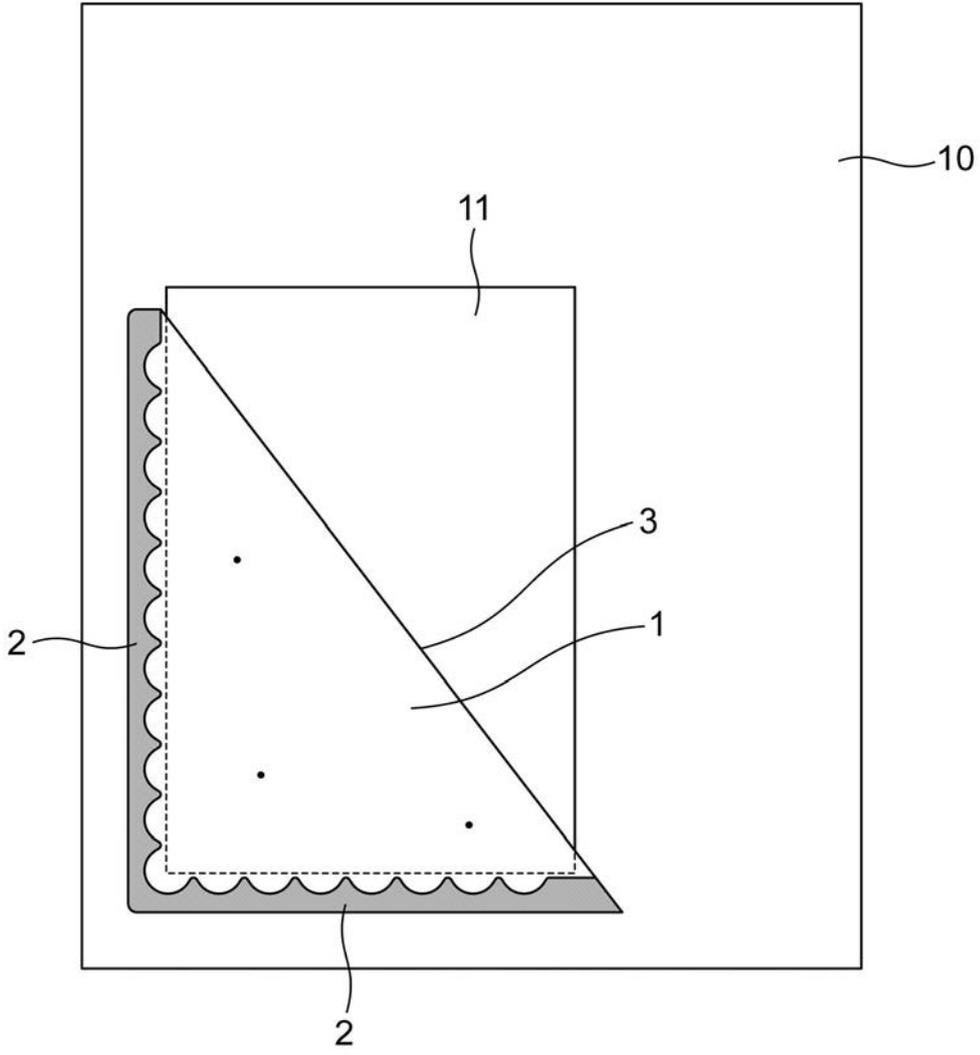
【 0 0 2 2 】

- 1 ラベル本体
- 2 接着面
- 3 斜辺
- 4 接着部
- 10 箱
- 11 カード紙
- 20 剥離台紙

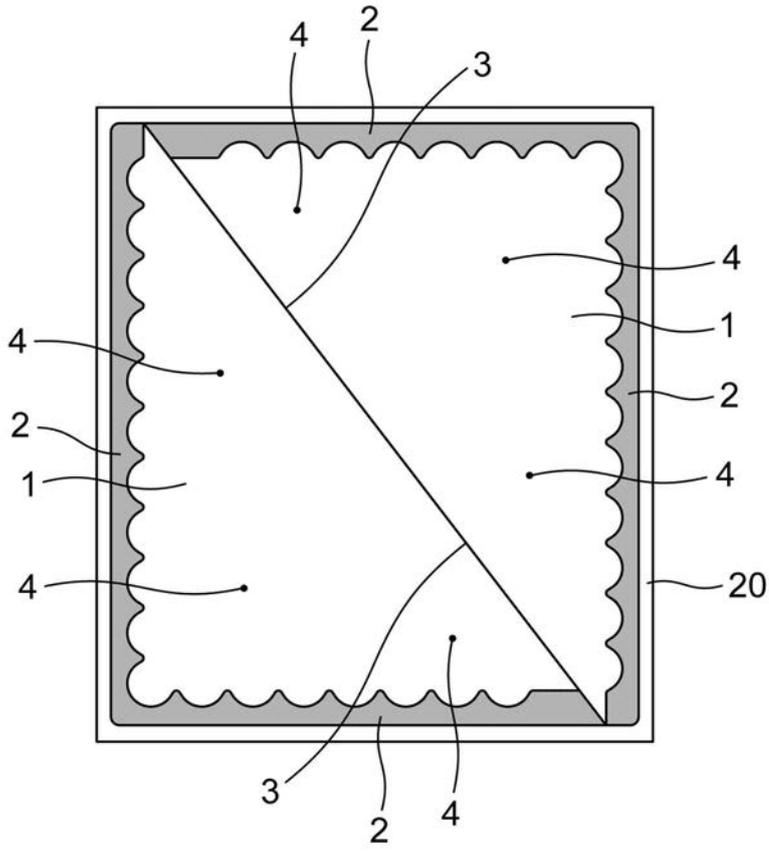
【 図 1 】



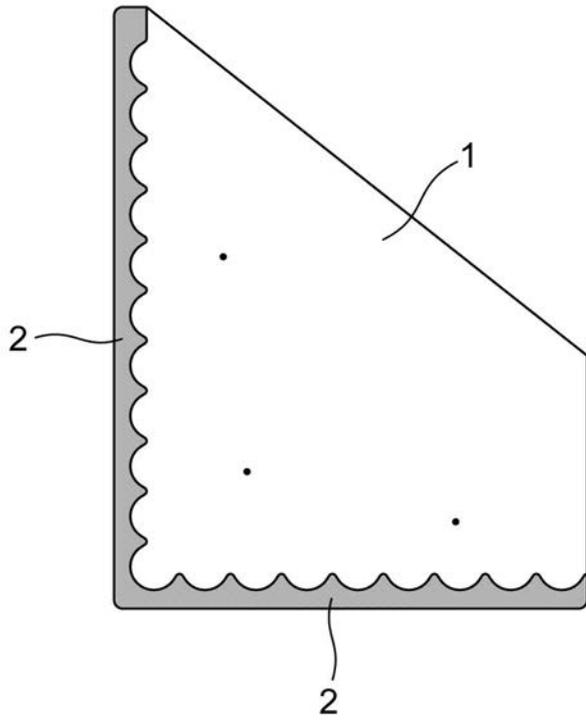
【 図 2 】



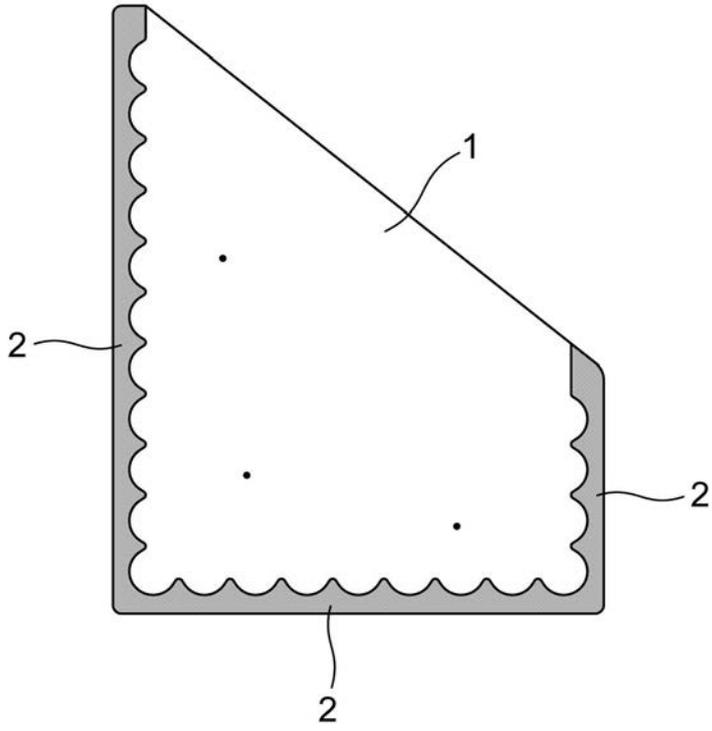
【 図 3 】



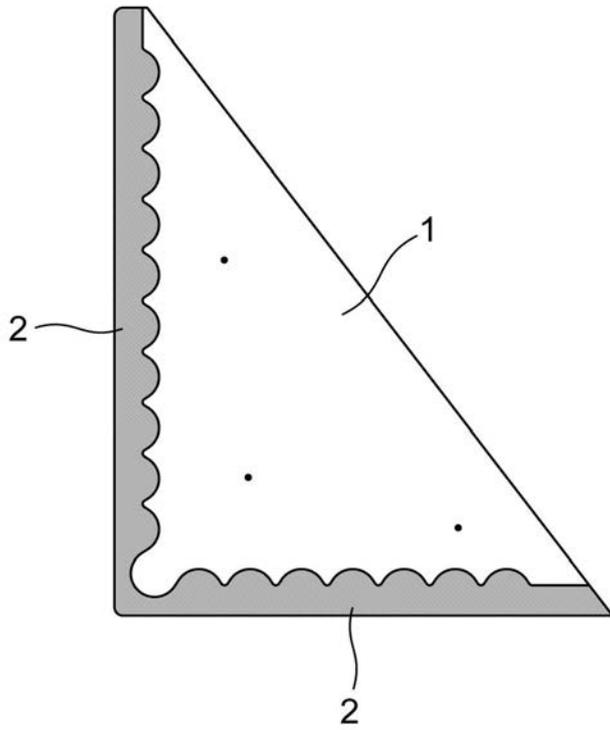
【 図 4 】



【 図 5 】

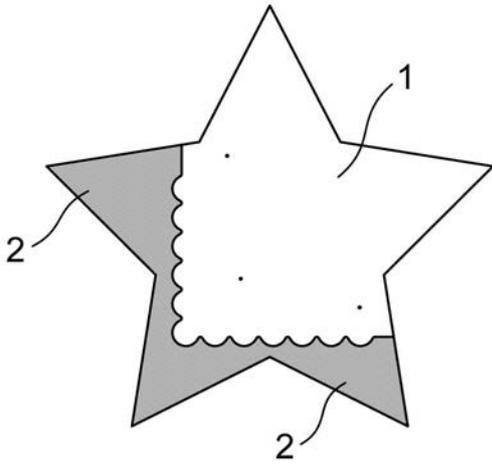


【 図 6 】

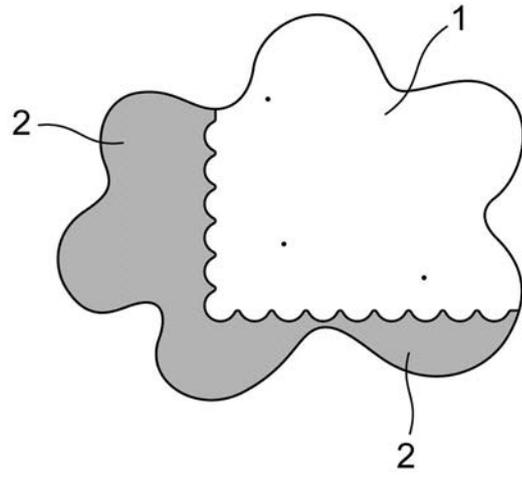


【図7】

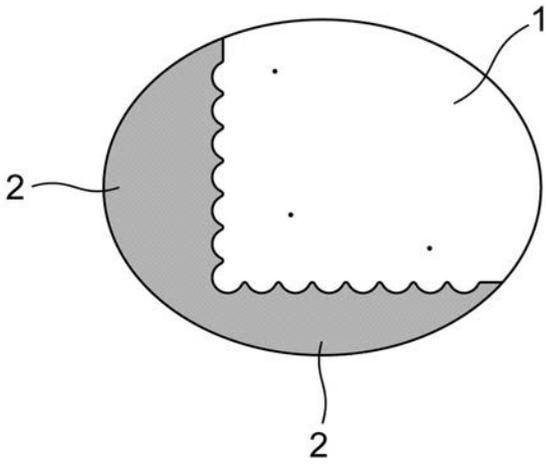
(a)



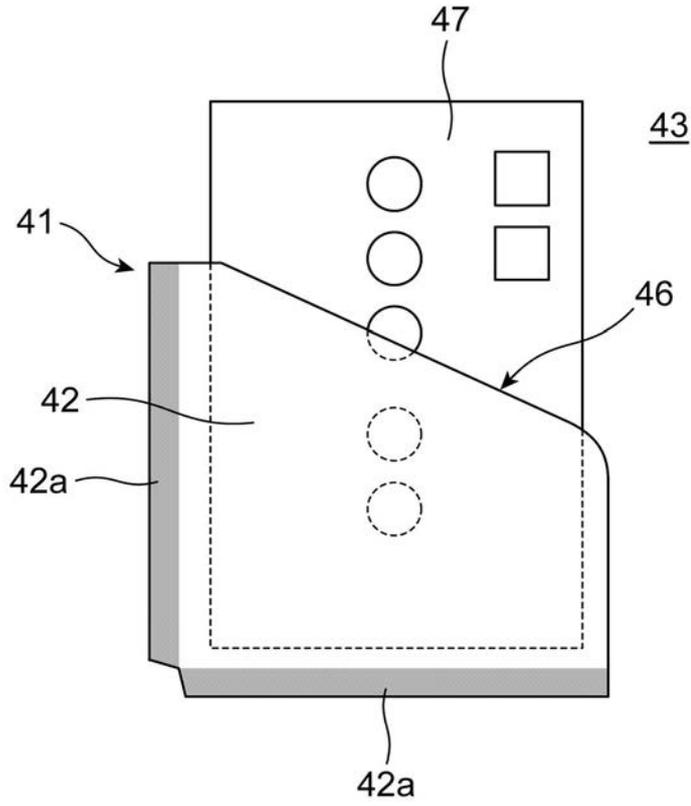
(b)



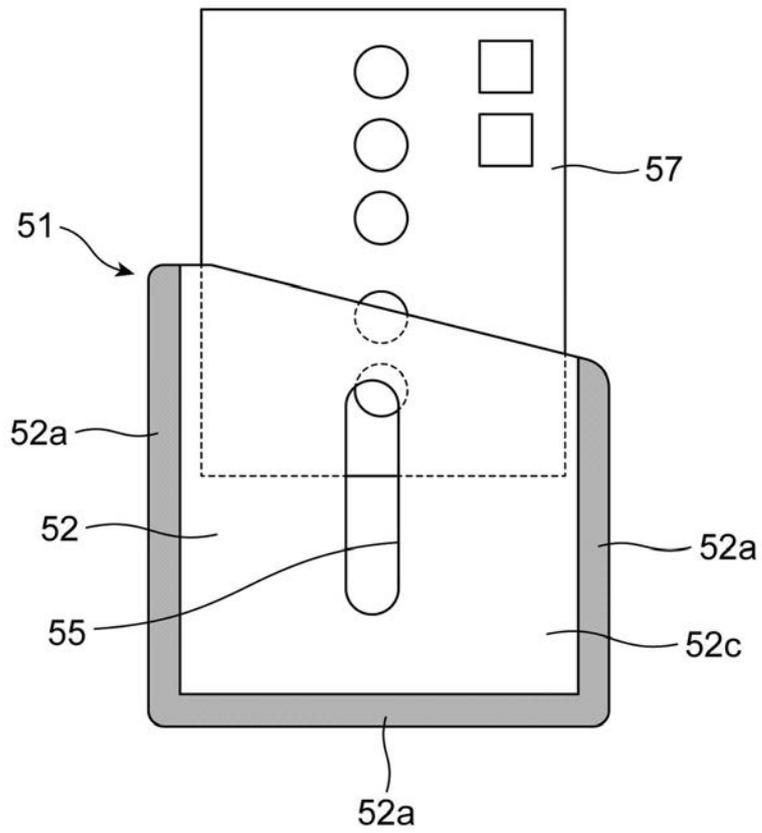
(c)



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

(72)考案者 辻野 和美

福岡県福岡市東区松島3丁目27-15 永佐化工株式会社内

(72)考案者 牧 慎太郎

福岡県福岡市東区松島3丁目27-15 永佐化工株式会社内